

釜石市監査委員告示第4号

令和6年8月27日付け釜石市監査委員告示第3号をもって公表した令和6年度定期監査の結果の報告における指摘事項について、市長及び教育長から措置を講じた旨通知されたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和6年9月26日

釜石市監査委員 佐々木 勝

釜石市監査委員 山崎 長栄

令和6年度定期監査（上期分）措置状況報告書

監査結果 (指摘事項等の内容)	監査結果に基づき 講じた措置
<p>市民生活部生活環境課</p> <p>危険空き家除却工事補助金において、補助金交付要綱で補助対象経費は消費税及び地方消費税相当額を含まないと規定していたが、含めて補助金を算定し交付していた事例が1件あったことから書類を適切に審査するとともに、組織としてのチェック機能の強化に努めるべきであると事務処理の適正化を求めた。</p>	<p>事業担当者が補助金交付要綱の内容を正しく理解し、適切な事務処理に努めていくことに加えて、補助金交付要綱に沿って、補助対象経費が正しく算定されているかなど、所属長を中心とした複数職員による組織的なチェック体制を強化していくこととする。</p> <p>なお、本件により過大に交付した補助金については、既に返還請求手続きを行い、納付されている。</p>
<p>教育委員会事務局学校教育課</p> <p>釜石市学校保健会事業補助金において、補助金交付決定後に補助対象経費に減少があり補助金の変更申請及び変更交付決定を行う必要があったが手続きがとられておらず、補助団体への適正な指導と組織としてのチェック機能の強化に努めるべきであると事務処理の適正化を求めた。</p>	<p>補助金交付規則など関係例規や補助金事務のポイントの内容を十分に理解し、一連の事務処理の流れを把握した上で、適切な交付事務が行われるよう、補助金事務に係る職員研修を開催し、職員一人ひとりの事務手順の理解向上につなげていくこととする。</p> <p>また、補助事業者に対して、交付決定時に変更承認等の要件について丁寧に説明するとともに、事業着手後も補助事業者の事業の執行状況の把握に努め、所要の事務手続きが適切に行われるよう監督指導を徹底していくこととする。</p> <p>組織的に申請書類や補助事業の進捗等をチェックする体制を確立するとともに、不適切な事務処理の防止に向けて、所属長によるマネジメント力を強化していくこととする。</p> <p>なお、本件により過大に交付した補助金については、既に返還請求手続きを行い、納付されている。</p>